

第十回 参議院法務委員会會議録 第二十一号

昭和二十六年五月三十日(水曜日)午前十一時四分開会

本日の會議に付した事件

○商法の一部を改正する法律施行法案 (内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○非訟事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案(衆議院提出)

○弁護士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○民事調停法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員会を開きます。

本日は先ず商法の一部を改正する法律施行法案、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、有限会社法の一部を改正する法律案、以上政府提出、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案、以上衆議院提出、計六案を便宜上一括

して議題に供します。御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○伊藤修君 私はこの際法務総裁並びに意見長官に對しまして御意見を伺いたいのであります。第一の問題は、最近政府の立法方針が非常に何と云いますか、政府の責任を免るる意味においてと私は解釈しますが、衆議院の名を以て、いわゆる議員立法の形式により提出される法案が多いのです。これは衆議院が独自に議員提出として発案なさることはこれは独自の権限でありましてから差支えありませんが、そうであるからして政府において立案され、そうして政府においてその法律施行を企図されておられるのかかわらず、その提案の名前を衆議院にかりて、そうして議會に提出する法案が多い、こういうふうに見受けられるのです。この傾向は絶対に私はやめて頂きたいと思うのです。若し政府においてどうしても国民の生活の上において必要欠くべからざる事項であるとするならば、みずから責任においてお出しになることが好ましいと思つてお出になることが好ましいと思つてお出になることによつて初めてその法律に對するところの私は責任というものを生ずる、結果に對して大きな見通しも目的も達せられるのだと思つてお出になる。我々が審議してあるうちにおいても、どうも衆議院提出としても、その実際は政府提出と異なる審議ぶりを見るのであります。この際この点に對しまして一体政府はどういうお考えを持つていらつしやるか。飽くまでそういうような傾向を以て今後もお進みになるつもり

か、その点を先ずはつきりして頂きたいと思つてお出する。

○国務大臣(大橋武夫君) 今国会におきまして議員提出法案が相当多くなつておるのであります。この多数の議員提出法案の中には、政府におきましても必要と認めまして、そうして各省においてそれ／＼提案の準備を進めておるものと内容の同一なものであります。政府といたしましては、政府の責任において提案すべきものはできるだけ政府で提案するといふ方針の下に準備を進めて参つておつたのであります。が、これらの法案につきまして衆議院

或いは参議院の議員のかた／＼におかれましては、同じ志を持つておられるかたがありまして、議員提出法律案として提案せられるといふ場合におきまして、その内容が政府において予定いたしましたおりましたものと同一なものであり、又目的におきましても同じような場合におきましては、政府といたしましては政府の提案を差控えて、議員提案の法律案を優先的に取扱うといふと誤弊がございますが、政府の提案はその代りに差控えて、議員提出の法律案の提案を以て御審議を願うわけでありまして、これに對しましては、国会そのものが立法院でありまする性格から考えまして、その立法院におきまされる構成員でありまする議員に

おいて必要な法律案の提案をされるということが望ましいことである、か

ように存しておるのであります。もとよりどうも政府が責任を以て提案しなればならないという性質を持つた議案もあると思つてお出する。殊にこれに施行に際しまして予算案を同時に提案する必要がある事項、或いは予算に關係ある法律案、これらのものにつきましては、やはり予算案についての将来の計画というものと不可分に御審議を願わなければなりません關係上、政府提案がやはり適當である、かように考へておるのであります。併し必ずしも予算の伴わないもの、折角議員

におかれまして提案のお考えのあります場合におきましては、その立法院の構成員であられる御性格に鑑みまして、目的において、内容において殆んど同一のものでありますならば、この御提案に對して御審議を願うといふことで差支えない、こう考へておるわけでございます。これは今期国会におきまして特に政府としましては、考へ方をいたしておる次第でございます。このいたし方につきましては、將來とも引続きかようなやり方をとつて参りたい、かように政府といたしましては考へておる次第でございます。

○伊藤修君 只今の御説明によりましては、これは大体形式論であつて、お説は御尤もであります。私はその実質を働いておるわけですが、法務総裁においてもその間の事情はよく御了承のことと思つてお出する。たゞ／＼議員の発案せんとする法案と政府が企図しておる法案との目的が一致であるから、政府は

差控えたという仰せであります。むしろそうではなくして、政府のほうから議員提出法案として求めておるといふような形があるのではないか、こう思つてお出する。といふことは、提案者に理由をお伺いしても、一つも満足な説明を補つておる。我々は漸くにして法律の内容を政府説明員のお言葉によつて辛うじて了承するといふ程度であります。これはそれ自体を捉えまして、も、真に衆議院の議員諸君が自己の持つところの立法権によつて発案されたものと言ふことはできないこととは、その一事を以ても明らかであります。

私は何も議員立法を否定するものではありません。すべてが議員立法としてあるべきことを一番望んでおる次第であります。政府はたゞ／＼必要な部分に限つて御提案になるといふように、今大橋さんのおつしやるような行き方が一番望ましいとは思つてお出するが、今日のこの過渡期においていゆる形式のみを整へまして、すべてを議員立法にして、内容の整へないあり方というものは、私はそれを延いて以て国民生活に重大なる影響を及ぼすと、こういう観点からいたしまして、政府といたしましては、こゝろの過渡期におきましては、みずから欲する法律はみずから責任においてお出しになることが一番望ましいと思つてお出する。若し我々が企図することく、法務総裁が企図することく、法案の立法権に基きまして、議員立法を主体として考へるならば、政府も又国会も協力いたしまして、政





法の場合でもそうです。弁護士会において強く否定したのです。弁護士法の改正と言つてほんと出せば必ず法務委員会に入る。法務委員会に参りますれば、前年の審議の過程から申しまして、結果は予測されます。否定されることは当然のことです。これを思つて他の法律に便乗してほかの委員会に入れて、そうして委員の関心がないことを奇貨としてその法律案の通過を計る、こういうような行き方があるのじやないか。そういうことは賢明な皆さんにおいて御企図になつていないと思ひますが、我々から見るとそういうふうにも考えられる。でありますから、どうかこういうことはただ法案を通過するといふことのみならず、我々延いて法律の及ぼす結果、目的といふものを破壊されて行くことは由々しい問題であると思ふ。これはどうか内閣の最高の顧問であられるところの法務総裁においても十分お気を付け願つて、将来我々万全を期せられるようにお取計らい願ひたいと、かように御注文申上げておきます。

○羽仁五郎君 今の問題とちよつと関連して聞いておきたいのですが、只今伊藤委員の発言されたことに關連してこの際法務総裁なり意見局長官なりに伺つておきたいのですが、今伊藤委員に對するお答えの中でその点がはつきりしていなかつたのですが、事実上において政府が立案された法案を形式の上において議員提出とするといふことは今後おやめになるおつもりなんでしょうか、お続けになるおつもりなんですか。これは我々が審議をする上に非常な……第一みつともないと思ふのです。法律の性質から言ひまし

て、政府の権限を拡張するような法律とそれから国民の権利を擁護するような法律とのずれがあると思ふことはお認めになると思ひますが、今出ておられます議員提出の法律案の中に、政府提出ならばまあそういう気持でこれを審査するといふこともあり得るけれども、国民を代表する議員のほうからみずから国民の権利を制限するような法律案が出て来るというものは、これはどう考へて見てもおかしい。客観的に滑槽です。それから我々審議をする上にも、政府提出のものであればつまりそういう心がまえを以て審議するし、国民提出のものであればそういう心がまえを以て審議するのです。ところがここに出て来たものは議員提出といふからには、さぞかし国民の権利を擁護するものだと思つて、その気持で讀んで行くと、大変勘違いであるといふふうなことがある。これは事実本当にこれが世間に報道されたり、或いは国際的にこういうことが報道されたりすればこれは滑槽と言ひよりほかない。国民の代表である議員みずから国民の権利を縮小するような法律を立案するといふことはあり得ない。そういうことがあるといふのは、今伊藤委員が御質問になつた事実において、政府提出の法律を形式において議員提出になさるということがあるからじやないか、これは国会の権威にも關するし、日本の立法の権威にも關する。日本が精神年齢において何歳だといふようなことをおつしやつたようだが、實際そういうふうなことを言われるといふような理由もそういうところにあると思ふ。私は日本の国会の名譽のためにもこういうことは断然おやめになるといふお答

えがあるものと思つたのですが、それがないようです、どうなんですか。○国務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては、国会が立法院としての性格から考へまして、制定せられまする法律につきまして、その提案はできるだけ国会議員がやつて頂くことが適當である、こういう考へを持つております。政府におきまして意圖しておりましたる法律案につきまして、たま／＼同じ志を持つておられまする議員の提案の御意向がおります場合に於いては、政府の案を差控えらるるというやりかたは、只今変更しようという考へはございせん。

○羽仁五郎君 その点に關してもうちよつと伺つておきたい。今意見局長官が、最近法律が非常に出るので、それについての御研究といふことも幾分疎漏になるといふことをおつしやつていきましたが、法律が非常に余計出るといふことは、そういう弊害があるのみならず、その法律といふものはどうか国民の権利を制限する場合が非常に多いので、且つ又その法律を施行するに伴つて、官吏の、公務員の人員が殖えたり予算が殖えたり、その方面からも国民に對する負担を非常に殖やすものである、過剰な法律といふことは民主主義において許されぬことだ。それでこの占領下におかれたりする場合に、いわゆる日本が曾つて外国を侵略した場合に、そのときにおいて法罪と言われたといふようなこともあるように、現在我々がここで法案の審査について受ける感じは、この五年間を通じて実に法律が多い。そして法律において規定すべきでない、民間において国民が自主的に職業団体なり或いは

何なりにおいて十分やれることを、やあ風呂屋の營業法であるとかやあ床屋の法であるとか何の法であるとかめちやくちやに出て来ておる。それは私は今まで黙つていたんですが、そのうち反省されると思つたのですが、最近に至つていよいよ甚だしいのですが、そういう点についてどうお考えですか。法律が余りに多いといふことは、国民の人権を圧迫する慮れがあるといふふうにお考えになりませんか。○国務大臣(大橋武夫君) 私たちはむしろ逆に考へておるわけでありまして、旧憲法時代におきまして、いわゆる委任命令といふ、これは現在の法律にもありますが、委任命令といふものはかに憲法上当然に認められておりました、独立命令といふ大権事項がございまして、殊に警察に關するいろいろの事柄といふものは命令に委任されておつたわけでありまして、従ひまして個人の権利に對しまして或いは又營業とか、そういう關係のいろいろな法規といふものは、多く地方警察令或いは各省令といふふうな命令で以て規定をせられておつたのであります。ところが新憲法の時代に相成りましてから、個人の権利と自由といふものをどこまでも守る、これに對する制限は如何なる場合においても法律に根拠を規定する、こういう考へかたになりました。従来警察命令等において制限してありましたが、今警察的な取締の必要に基きまする諸制限は、すべて法律として国会の御審議を願うといふことに相成つたわけでありまして、現在法律が昔に比べまして非常に増加いたしております主たる原因はここにございまして、

法律が殖えたことによつて国民の権利の制限が殖えておるといふよりは、国民の権利の制限がすべて法律によらなければならぬ結果、昔に比して確實に権利と自由が守られるようになった、こういうふうになつておると思ひます。

○羽仁五郎君 今の御答弁は私の質問を満足させることはできないのであります、この政令とか或いは警察的な命令とかいふもので、これを法律にやらなければならぬといふものと、それから相當政令なり警察的な命令なりを要しない、民間でも十分慣習によつて処理できるものがあると思ふのであります。而して法務総裁なり意見局長官も御承知のようにイギリスなどにおいてはそのような方向をとつておる。成るべく法律を多く作らないといふ方向をとつておる。その点についての御意見を伺つておるので、その政令なり何なりをできるだけやれと、法律によりなないで政令で、警察命令でやつて頂きたいといふことを申上げておるのであります。そういう警察命令なり政令なりでやつておるものを民間の自主的決定に任せればよいものがある。国民をそう馬鹿に思はないで、良識ある国民は十分自分でやれることあります。そういうことにまで今まで警察がのさばり政令がのさばつておる。それを全部と言ひないまでも、法律にするよりもそれは全く自由にしてしまつたほうが、法務総裁の所屬しておられる自由党の自由主義に合つておるのではないかと。この法律をどうつたお作りになるかといふことが腑に落ちない。

○国務大臣(大橋武夫君) 只今お述べ

○国務大臣(大橋武夫君) 只今お述べ

○国務大臣(大橋武夫君) 只今お述べ

○国務大臣(大橋武夫君) 只今お述べ

になりました点につきましては全く同感の意を持つ次第でありまして、いろいろな取締のために必要な事柄につきましても、関係者の自主的な申合せによつて実現できるものはこれではできるだけそうしたことには任せることが将来の立法の施策として必要であるというお考えは全くその通りに存じます。将来の立法につきましては十分さような気持を活かして行くように努めたいと存じます。

○羽仁五郎君 その点についてもう一つ特に意見局長官に伺つて置きたいのでありますが、この法律が出たあとそれが実際においてどういふふうに行われているか、施行されている必要にして十分なる理由があるかどうか、それから施行されたことによつてその本来所期する目的というものよりも、むしろ他のいふや弊害が生じてやしないか、又法律を施行してることによつて過大な公務員の機構とか或いは予算とか、バランスが取れていないものがあるのではないか、そういうものはチエックしておられるか、おられないか。その点を承わつて置きます。もう一つついでに伺つて置きます。我々が審議しておるところの住民登録法案というものがあつますが、議員提出の法案であつて、我々がいろいろ御質問申上げてゐる、殊に国民の基本的人権に関する点において質問申上げたのでありますが、殆んど満足すべき御答弁を得なかつたのであります。これは御承知のように現在イギリスの議会でもセンサス・オーダーなどについて討論が繰返されております。そういうような点についても残念ながら日本においては法律にも行政上の便宜とか、リガ

リティというほうを主にしてリバティというほうを主にしない傾向が多いのであります。或いは国勢調査でもイギリスの場合ではどういふようなコンフィデンシャルリーについても尊重する観念があるか、そういうような点については十分御研究になり、日本でそういう危険に對してどういふふうにお考えになつておられるか、例えばセンサスについてもコンフィデンシャルリーというものを尊重するといふお考えを持つて努力しておられるのか、それともそうでないのかという点についても承わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の立場といたしましては、非常に適切なお尋ねであると思つております。第一の法令が出たあとの実施の面についてはどういふ態度であるかとおつしやる面につきましては、これは法務府ができません前に私どもは内閣の法制局におつたわけでございます。その当時から御指摘の通りのことを我々非常に考えまして、そうして当時いろいろ努力しまして、この法令の実施の監察といひますか、監察といふ言葉が悪うございませうが、実施状況を把握する一つの機能を法制局に持つて置くこと、官制まで直した。そして地方の弁護士さんであるとかその他出先のいろいろな役所の人たち、それらの者を報告主任者みたくにして、そうしていろいろ気付きのところが皆教えてくれるということをやつておりました。ところが新機構、法務府になりましたから、元の法制局の機能というものは、大きくいいますけれども、人事院なんかもそうですけれども、行政管理局ですな、行政管理局なんかも元は法制局の

一種の機構の中に入つておつた。それが独立して、今の法令の実施状況の部の監察といふことはまあ悪い言葉で言へば我々のほうからは取られて、そうして今の行政管理局の中に行政監察の委員会ができて、そしてこれは今でもあるはずですが、一般の行政監察をやつておられます。そのほうに機能が分割されてしまつた。従ひまして我々のほうとしては、行政監察のほうと今度そつちの機能と我々のほうがアイツツいたしましてそうしてやるべき立場にあるわけでありませう。現に公けの関連といふものはございませんけれども、少くとも私も半ば個人の立場においては行政管理局の職員と密接に連絡をとつて、監察の報告ができてくる。そうすると必ず一部送つてくれるといふことでもやつておられます。今のところは実情を申上げればそういうことと努力はやつておられます。やつておられますが、法務府そのものの機能の中には制度上は入つていないといふことを申上げて置きたいと思ひます。

それからリガリティとかリバティといふ観念をめぐつての御質疑でございますが、これは我々の成績と申しますが、憲法ができて以来の法律等について御覽頂ければ証明すべき点は私はあると思つております。これは大きな方針からの御批判は別であります。これは国会で最後のにおきめになることですから、国会に責任を押し付けるわけではございませんけれども、これは別といたしまして、少くとも我々のタツチし得る、又中心として関心を持つべき技術上の動きにつきましては、例えば臨検検査の条目といふものは、昔の憲法時代の条目とお比べになりますと

いうとずつと變つて来ておるといふような点については申上げることができると思ふ。その点の努力は今後もなお十分続けて行きたいといふ心構えであります。

○羽仁五郎君 なお続けてこの機会に伺つて置きたいと思つておりますが、この前にこの法務委員会の問題になりました、二、三カ月前、王子でしたかにおいてニユースカメラマンが傷害を受けた事件がございましたが、あれはその後どういふふうな解決をされておられるでしょうか。もしニユースカメラマンといふような、社会の耳目たる人が或いは警察官によつて傷害されたのじやないかといふような疑いがあつて、我々としては非常に関心を持ち、そうして当時質問申上げたことだつたのですね、我々国民の耳目たるニユースカメラマンに傷を負わせたのは誰であるかといふことはおわかりになつたのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 傷害の犯人が誰であるかといふことについては、遂に今日まで報告を聞いておりませんが、あの事案につきましては、大体当時の一方の責任者であります警視庁の当局と、それから被害者と目せられまするカメラマンのかた、との間に、大体円満な解決がついたといふふうなことを聞いたやうな記憶もいたしておりますが、なおこの点は詳細に又確かました上で御答弁いたしたいと思ひます。

加害者であるとなれば、ここに多数おつた警察官がそれを目撃していないといふことは甚だ理解に苦しむのであります。そういう点からもこれは相当重大な問題でありますから、特に重大なのは、私はやはり繰返し本会議においても述べておるやうに、新聞のない社会に住むくらいならば、法律のない社会に住んだほうがいいくらいであるといふほどに、新聞なり言論といふものは重大なものである。社会に起つて来る万般のこともニユースカメラマンなり新聞記者がこれを国民に報道するといふやうなことができないやうなことになると思ふ。その上からも特にこの問題については重大な関心をお持ち下さいまして、今後ああいふふうなことが起らないやうに、是非お願いしたいのであります。人権擁護局の活動なんかについても、その後十分な感じを受けたいのですが、どうなんでありますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 人権擁護局は相当活動をいたしておるつもりでございますが、なお最近の活動の状況について特に御要求があるならば、そのほうの關係の政府委員を呼びまして、適當な機会に詳しく申上げたいと存じます。

○羽仁五郎君 実は余り関連がだんだんと遠くなつて恐縮ですが、最後に一つだけお願いいたしますが、昨夜ラジオで聞いておりましたが、二侯殺人事件について人権蹂躪の問題が報道されておりますが、その放送を聞いておりますと、依然として、例えばその警察署の中で、若しそれが事実であるならば、警察官による拷問があつたといふことを非常な勇氣を振つて証言した

一人の巡査に対して、精神鑑定をして、そうして、精神に異常があるというように持つて行き、その署長は人権蹂躪については全くないというふうな断言し、そうして聞いておる……ラジオの放送の仕方もそうですが、聞いておる我々の受ける印象も、公平に何ら神性質にならないで、極く冷静に聞いておつて、人権蹂躪の事実があり、而もそれを警察側なり当局側なりにおいてはホワイト・ウォッシュばかりやつておるといふ感じを受けた。こういう点についても私は国民に与える影響は非常に恐るべきものがある。放送局がああいう放送をされることに對しては、私は非常に敬意を表するのです。同時に今言つたような人権蹂躪の事実が、警察官などによつて人権蹂躪の事実が依然として行われておるらしい。それを警察官は断固として厚顔無恥にも否定されるらしいという印象があります。そういう点についてどうか法務庁の人権擁護局が重大な責任を感じて、十分の活動を以て国会の期待に副い、国民の期待に副われることを希望します。

〔伊藤修君發言の許可を求め。〕

○委員長(鈴木安孝君) 今の議題と別個のものでか。今の議題に對しての質疑ですか。

○伊藤修君 私の發言中関連してと言つたから讓つたのですが、その関連が無限に拡大されておる。(笑聲)

○委員長(鈴木安孝君) では伊藤君。○伊藤修君 第三点としてお伺いしたいのは、商法に關してでございますが、御承知の通り新しい商法というものが、アメリカのいわゆる理想主義に基いて、アメリカ企業というものをモデルにいたしました作られたところの商

法を、そのまま日本経済にあてはめようというところに私は無理があると思ふのです。当時新商法が審議される場合におきましても、向うの意見というものが、少くとも日本の産業界の人々の希望というものを押えておるといふことは覆うべからざるどころの事実です。今日新商法が狙つておるところの授權主義であるとか、或いは總會におけるところの手續の強化であるとか或いは株式の譲渡の禁止、累積投票の創設、少数株主権の拡大であるとか乃至は取締役の権限拡大、監査役の権限縮小、こういうあらゆる面に對するところの商法に企図するところの新らしい立て方というものは、これは申すまでもなくアメリカ企業というものに対してこそふさわしいかも知れませんが、日本のようなこういう中小企業を主体とした日本経済界においては誠に迷惑至極なものであるといふことは一般の世論であり、我々としてもそう考へておつた。併し占領下にある我々といひましたしては止むを得ずこれに屈服いたしましたのであつた。新商法ができたのです。できた以上は国民としてこれを守らざるを得ない。併し今日の日本の経済界のありかたといひましたしては、未だ以てかような新商法の施行を直ちに望むというありかたではないのです。国民の大多数はこれに對しては反対を望み、少くとも講和条約後までこれが施行を延引してもらいたいという強い希望があることは、私がここで申すまでもないことと存じます。それが故に衆議院におきましても十数回に亘つて關係方面にこれが施行延期の要求を出され、ついにそれが通らずして僅かに本法中においては少数株主権に對する

この担保請求権を一つ認め、施行法におきましては、總會の適用条項の日にちを延引せしめるといふ程度に過ぎないのです。これでは私は今日の日本の企業に携る人の氣持としては不満足ではなからうかと思ふのです。仮にこれを止むを得ず押付けるといひましたして、果してその結果日本の経済界に及ぼす影響といふものはどうであるかといふことに對して我々は非常に寒心に堪えないのです。この新商法を施行することによつて日本の経済界に及ぼすところの影響といふものをどうお考えになつておるか、先ずそれをお伺いしたい。又この新商法を受入れることによつて相當の混乱を生じ、延いては産業の上においてもこれが影響して大きな損害をもたらすものではないかと、私はかように考へるのであります。法務総裁といひましたしてはこの新商法を施行しても日本の産業界にさうな影響はないといふ仰せであるか、或いはあるとしたらどうしてこれを賄うか。いづれか一つ御見解のほどをお伺いしたいと思ひます。又今日日本国民がさうに拒否しておるところのこの法律を、強いてここにどうしても施行しなくてはならぬという理由は、いわゆる外資導入ということが大きな原因になつておるのか、それともその他に理由があるのか、その点もお伺いしたい。又政府としてこれほど全産業界の反対するところのこの法案を即時施行することについて、若し政府がそれを欲しない国民の意思を代表して欲しないというならば、政府として關係方面に對してその国民の意思を伝えて、これが施行延期の方途を圖られたかどうか。この三点を先ずお伺いしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 今回の商法の改正につきましては、これが従来の我が国の会社制度から見ますと、いと、根本的な改正でありまして、改正の規模といひましたしてはまさに画期的であると存するのでございますが、特にこの改正法につきましては、その公布から施行までの期間が、従来この種の改正を実施いたします場合と比較いたしまして、非常に短かつた。それから又内容におきましても株主の権利を著しく強化いたしておるといふようなことから考へまして、予定通り七月一日から施行するということが非常に経済界に混乱を生じはしないかという点がかねてから憂へられておつたところでございます。政府といたしましては改正法の国会における審議に際しまして、公布後これが關係方面に對する周知徹底かたを強く要望せられておりましたので、この法律の重要性に鑑みましてパンフレットを頒布いたしますとか、或いは商工会議所、弁護士會、關係官庁等に内容の説明をいたしまして主要都市約四十カ所において普及講演会を開催いたします等、でき得る限りその普及徹底に努力を重ねて参つた次第であります。と申しますのは、民間の実業団体におきましては、民間の実業団体におきましては、一昨年八月の法律案要綱発表以來、改正案について熱心な研究をなすつておられるのでありまして、又學者研究家の改正法に關する著書、論文等も頗る多数に上つておるのでありまして、改正法の趣旨並びに内容、又これが運用について必要な知識等は、一応普及浸透を見ておるものと考へられるのであります。従いまして大体この

案を、この法律を施行いたします際において、企業経営の立場からいつて如何なる点に混乱が生じて来るか、又それに対する対策としてはどういふ点の留意が必要であるかといふような点につきましても、或る程度経営者の諸君の間におかれましては御研究ができておる。こういうふうな考へておる次第でございます。殊に施行法の立案に際しましては、でき得る限り既存の株式会社が制度の改変によつてこうむります不便、不都合等を除去することに努めておる次第でありまして、これによつて我が国の産業界がどういふ影響をこうむるか、無論多少困難を増大するという面もありませんが、又一面におきましてこの改正法の利益、恩恵に浴するといふ面もあつたのでございまして、かれこれ考へ併せますと、いふと、この法律を実施したことによつて我が国の産業界に對して非常な悪影響をもたらすといふことは十分に予防できるというふうな考へておる次第でございます。又この法案の主たる動機が外資の導入であるかといふ御質問でございます。特に外資の導入といふことを最大の理由として本案の施行が必要であるといふふうには考へておらないのでございまして、やはり今日の世界経済並びに日本の経済の新しい環境といふようなものを考へ合せまして、時代の趨勢としてやはりそのよ

うな改正が必要であるか、こういうふうな考へておる次第であります。なおこれが公布より施行までの間の準備期間といふものが比較的短かつたのでありまして、これを延長するといふことは産業界、経済界の受入れ態勢を一層十分にす上から申しまして必要で

あると存じましたので、政府といたしましても或る程度この実施の延期を希望いたしましたのでありますが、併し関係方面等の意向もございまして、原則的にこれが施行することにつきましてはやはり七月一日ということに相成つたわけでありませぬ。

○伊藤修君 第一に周知徹底に努められたと仰せになりますけれども、それは法務庁の予算を見ましても、その周知徹底せしめるほどの予算は組んでないはずですから、これはほんの形式的な周知徹底の方法であつたと思つたのですが、未だ国民全体としてはこの法律に対するところの受入態勢というものは十分でないというふうな我々考えるのです。又そうであればこそ各産業界の代表者が挙つてこの施行延期方を申出ている次第であります。又日本弁護士連合会においてもこれが施行延期を決議しておる。法律を扱ふ者においてすらさうなことをはつきり表現しておるのです。でありますからこの法律の施行に對しましての延期方を求めることは、殆んど今日では国民の輿論であります。それをあえてここに施行してしまふということになりませぬれば、それが日本の産業に對して大きな影響を持つということとは、私は当然技術的に考えられると思つたのであります。殊に法務総裁においても事業に對しては多少御認識がございられると思つたのでありますが、事業界に携わる者としたしましては、これを直ちに進行としまさずれば、相当な経費も要します。これは各会社の全体のトータルの計算を出して見ないからわかりませぬけれども、莫大な経費である。又それによつて受

けるところの社内の組織の混乱というものも相当なものであると思つたのであります。それが産業に及ぼす影響というものを我々は考えなくちゃならんと思つたのであります。故にこの法律の真正面から施行ということに對しましては、例えば銀行方面におきましては、先ほども申しましたごとく無額面株の発行をやめてしまふとか、或いは閲覧権を制約するといふような規定を設けて、辛うじてその点の圧力を免れておる。日刊新聞の場合におきましては、いわゆる株式の譲渡禁止を認めよとか、こうした勢力のある、力のある各企業団体は国会に働きかけまして、自己の思ふ通りの方向に法律の改廃を持つて行くのです。そういう機会もなし、そういう力もないところは、無為にこの法律の施行を甘んじて受けなければならん。私はこういふ点から考えましても、国民の中において、又大部分においてこの商法に對するところの圧力というものが拒否されておるといふことは言ひ得ると思つた。こういふ点から考えましても、私はこの法律を施行するということに對しましては、政府として相當の責任を負わなくちゃならんと思つたのであります。これに對するところの御見解を伺つておきたいと思つた。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては、この点につきましては或る程度さうな事情もあろうと存じまして、極力延期方について努力をいたしたわけでございますが、併し種々の關係上十月一日から施行をしなければならぬという考えになつておるわけでございます。この点につきましては特に経済界におきまして新商法受入れのためにいろいろ経費の特別な入用

といふことも考えられるのであります。が、施行法案に對する衆議院提案の修正案のごとくに定款変更のための期間を延長いたしますると、差当り定款変更のための臨時總會のための費用、これも全国の多数の会社の経費といふものを考えますと、何十億といふ多額に上るでございませぬ。この点は緩和できると思つたのでございませぬ。又改正法の立案の全段階を通じまして、特に国会におきまして慎重な御審議の対象になりましたものは、いわゆる取締役会の権限を強化する半面におきまして、株主保護の見地から株主の権利を強化しておるといふ点でございませぬ。が、いわゆる会社荒しの防止につきましても、すでに立案の際におきまして相當の考慮がなされたわけでありませぬ。更に衆議院から提案せられておられる商法の一部改正法律案といふものは、この見地から会社篇に規定する訴えの提起等につきまして裁判官が相當と認める担保の提供を命ずることができるようになつておるわけでありませぬ。これらの適切な措置を併せて参りますならば、産業界に對する影響といふものも相當の部分で緩和することに役立つものと思つた次第でございませぬ。

○伊藤修君 政府といたしましては、本法を施行するということについてはいろいろ御説明がございませぬが、そういったしますと本法を施行するといふことは、今度はこの施行によつて本法の制約を免れるために、最初企図しておつたところの株式の民主化という意味において、株式の譲渡禁止の条項を極力阻止されたのですが、そうすると新聞社に限つてはこれを許すといふ

ふうにして、新商法の企図する制約を免れると、そうするとほかの事業においてもさういふ方法がとられる。或いは銀行におきましても無額面株の発行をやめたいとか、或いは株主権の制約をするとか、各業態々々において新商法の適用を免れるべき特別の法規を作る傾向がすでに現われて来ております。そうすると新商法といふものが、あらゆる事業面からその事業の必要上新商法の適用を免れるために特別立法をして来るという傾向に對して、政府はどういふ考えを持つていらつしやいませぬか。それから次にもう一つは、少数株主権の弊害といふものは、法務総裁においても十分御了承のことと思つた。これは商法審議の際におきましては、極力両院ともこの点について強く關係方面とも折衝をいたしました。が、容るるところとならなかつたのであります。今度衆議院の御努力によつて担保請求権の一部は認められました。併し新商法全体の面から考え合せますと、いわゆる会社ゴロの跳梁跋扈といふものは十分予期されるのです。そうしますと、新商法を施行されるといふ前提に立ちますれば、法務総裁としてこの会社ゴロに對して特別な手当をなさるお考えはあるのかないのか。例えば檢察庁内に会社に對する經濟關係の檢事を置かれて特別にこの脱みを利かしておるといふようなお手当をなさるかどうか。従来は会社の總會に關し、或いは会社に關するところの事件に對しては、檢察庁は余りにも関心を持たれない。いろいろ違反行為をやつておつても、それは常に会社ゴロの利益するところとなつて、檢察庁はこれをとつて以て起訴の

対象とはしてない。新商法を施行する上におきましては、どうしてもその点に對して新らしい観点に立つて、法務総裁においても十分この点について事業經營を円満に遂行せしめるように脱みを利かす必要があるのじやないかと思つた。その点に對するところのお考え方を伺いたいと思つた。

○國務大臣(大橋武夫君) 株式譲渡の制限に關しまして、これを新聞社について認める必要があるといふその理由をいたしましては、新聞の公共性及び報道機關の伝統、又新聞紙の個性の維持といふ点から必要であらうと考へるのであります。この点が特に他の一般の事業とは異なる点と存するのであります。又銀行につきましても、その業態の公共的な性質、殊に信用を重んじなければならぬといふ、さういふ点から考へまして、これも他の一般企業と多少異なるところがあるのではないかと考へておるのであります。これらの特殊の業態につきまして一般商法の原則が変更されるということは止むを得ないと思つたのであります。そのほかの事業に對してかような趣旨によつて変更されるということも、將來の問題としては考へ得ることと考へておるので、この点につきましては新商法の実施と脱み合せまして十分に研究をしなければならぬ問題であります。又いろいろ業態におきまして、その必要によつて、必要に應ずるようにならざるやうに、その点の必要性はわかると思つたので、これが又基本法である商法を各業態によつてばらばらにしてしまふといふやうな結果に相成りますといふと、基本法たる商法の性格といふものにも關係するので

ございまして、これらの双方の点につきまして十分に利害得失を睨み合せた上で決定すべきであると存するのであります。これらの点につきましては、将来実施の結果に基きまして十分に研究いたしまして、経済界の真に必要とするところに即応せしめるように留意いたしたいと存じます。

次に少数株主の保護ということに伴いまして、会社ゴロの跳梁跋扈ということが当然予想され、これに對しましては経済検事を特に専門的にこれらの事案の処理に当らせるといふような措置を講じてこの取締面を強化して行くことが必要ではないか、こゝう御質問でございするが、この点につきましては誠にその通りに存じます。実施の結果、いささかなりともさような傾向がありまして場合には、急速にさような措置をとりまして、会社ゴロというやうなもの取締についても嚴重にこれを勵行いたしまして、企業経営を保護して參る上に万全の措置を講じたいと存する次第であります。

○伊藤修君 最後の万全の措置を講ぜられる具体策として、そういう検察官を専任にお設けになつて、且つ全国に對してそういう訓令をお発しになるお考えがあるかどうか、伺つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) これは現在経済検事というものは各検察庁に専任の者がおりますが、併し地方によりましては検事の配置等の關係から、必ずしもその方面の仕事ばかりを担当するといふことも不可能なところもございしまするので、各検察庁の事情に即応いたしまして、有効なる取締のできるやうな態勢を準備いたして、又この方面

に檢察の力を注ぎますやうな趣旨を命じたいと思ひます。

○委員長(鈴木安孝君) 大橋法務總裁は午後はお差支えがあるやうでありましてから……この案について、ほかに御質問ありませんか。

○羽仁五郎君 今に關連しまして……今伊藤委員からの御質問の中にあります改正商法を施行するに對して日刊新聞を發行しておる株式会社、その株式の譲渡制限或いは禁止といふことを改正商法の規定を免れて續けて行きたいといふ問題についてでありまして、これについて特に伺つておきたいのは、この問題は改正商法全体に對する影響が先ず一つあると思ひのであります。第二には、日刊新聞社がこゝういふやうな希望を主張される根拠について、このいわゆる金融独占といふ見地と、それから封建的な同族会社的な搖乃至社會の動搖といふものの中に、いわゆる公平中正な立場に立つといふ見地と、恐らく最後の点が言論の自由といふことと關連して主張されておると思ひのであります。要するに日本の新聞が今まで持つていたやうなよさといふものを維持するために、こゝう主張がなされておると思ひのであります。併し最近の朝日なり毎日なり、読売なりといふものを見まして、

でも実行して、そうしてこの新聞社にさまざまの資本が入り、そうしてそれが利益を擧げることを目的としてそれぞれニュース報道において読者を捉えらるゝといふことに競争するほうがいいのではないかといふやうな、さまざまの問題がそこにあるように思われるのであります。これらの点について各方面のそれ／＼の見解といふものを御研究になつておることがあれば、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この案はこれこそ純粹の議員立法と申しますか、そういうものであります。まあよそ行きの言葉で申しますれば、政府としては關係のないことと存じます。ただこれを拜見しまして、今お話の点は一々御尤もな、迷ひの種になる事柄であらうと存するのであります。併しなからこの新聞といふものは、私ども素人考えではございすけれども、普通の商品と違ふことは事実であると思ひます。それからその報道の使命といふものが、今御指摘のやうな事柄で、公平中立でなければならぬといふことは言えますと同時に、おの／＼新聞といふものは個性があつて初めて意味があるのだといふやうな考え方もできさうに思ひのであります。昔のように言論統制がされて、新聞は一つしかない、二つしかないといふ世の中ならば別でございすけれども、自由に新聞がたくさんできるということになりますれば、おの／＼個性を尊重したいといふことも又なり立ち得るといふ考え方であると思ひます。こゝうやうな面その他いろいろ要素を組合せて見ますと、要するに新聞をこの際特別扱いにしても、ほかとの關連に對しての

不釣合といふことはないのでやないかといふやうな、極めて漠然たる氣持で、大変申訳ございせんけれども、そういう氣分がいたすのでございまして、午後零時三十一分休憩

午後一時四十九分開會  
○委員長(鈴木安孝君) これより委員會を開會いたします。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。

申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ。

以上の一カ条を弁護士法の中に加えて頂きたいという提案であります。これは訴訟は攻撃防禦によつて、裁判所がその中間に立つて公正なる判決を下すものであります。従つて攻撃に對します防禦も當然裁判の非常な重要な仕事の一つであります。従ひましてただ防禦をする者に対する利益の保護といふ意味でなく、公正なる裁判の判決の結果を得ることに眼目があると思ひます。それについては防禦に對します手段としては、これまで官公署或いはその他の公務所等に對しまして、何らの資料を求めるところの機会を法的に持つておられません。それはやがてやはり裁判の公信用を高め、且つ又公正なる判決をする上において非常な影響のあるものと思ひます。この意味において私は防禦の任に當りまする弁護士においてさうした一つの武器と申しましたら、手続を許すことになさなければならぬ、かやうに存じますがためにここに修正案を出したわけでありませぬ。

○左藤義詮君 ちよつと修正案の提案者に質問があります。鬼丸議員の修正案は、攻撃、防禦の立場から非常に結構な御趣旨と存じますが、折角の御趣旨であります。公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることができただけであつて、若し相手方がそれをしなかつたときには、何らの方途もないといふやうな差支えないのでございませぬか。

○鬼丸義詮君 この程度で以てやはり差支えないと思ひます。所屬弁護士會

2 弁護士會は、前項の規定による

のほうで以てその取捨をいたしますること、そのくらのやほり余裕を与えて置いたほうがいいだらうと思います。

○左藤義詮君 役所のセクシヨナリズムといひますか、いろ／＼な照会調査なんといふもので公私の団体等が繁忙に堪えないので公私の団体等が繁忙があれば止むを得ず出しますけれども、そうでないと、事実上は非常に折角の申出が無視されるような場合がありはしないかと思ひます。そうすると、なまじつかこれを入れたことが權威のないものになつてしまひますと、非常に大変結構な御趣旨であります、何かそこにもう少し、ただ徳義的なこととして置かないで、或る範囲を限つて報告をしなければならぬような強制力を持たせる必要はお考へになりませんか。

○鬼丸義齋君 大体日本の法制の立て方として、一つの規定を設けますれば、官公署はその規定に従ひまして忠実に法の趣旨に従つて行動いたすことになつておりました、若しも諸官庁がそれに応じないということになりすれば、それは行政処分の方で又賄い得られると思ひます。従ひましてこれに対する強制方法なんといふものを設けますことは、これは却つて不適当だと思ひますので、この程度で先ず実行上別段不自由はないと思ひます。

○左藤義詮君 役所の場合には何とかそうすると行政処分では、弁護士会の当然申出に依りなかつた場合には行政処分を予想しておられますか。

○鬼丸義齋君 これはひとり弁護士法の場合の規定ばかりでなく、その他官公吏に對する法的義務を負わして

ありますこと、官公署は法律によつてこれを忠実に履行しなければならぬのは当然でありますから、若し法に違反しようとなつておきますれば、これは官公署みずから行政処分に服するのでありますから、特にかような官公署に對する一つの義務付けた規定があるといひまして、それに対して一々罰則規定を設けるといふことは従来の日本の立法例にはございせん。私はこの程度で少しも法律の威厳を損するといふふうな處れは毫もないように考へます。

○左藤義詮君 官公署に對しては鬼丸議員の御説明はよくわかりましたが、そうすると他の公私の団体の場合は行政処分等がありませんので、これも官公署に準じてやるものといふふうな御安心になつておられますか。

○鬼丸義齋君 さようでございせん。これは別段その点については不自由はないように思ひますし、又照会いたします側におきまして、弁護士会は一つの公的団体でありますから勿論その取捨におきましては万遺憾なきを期して法の精神に則つてやらねばならない。而もそれだけの有力な理由が見付かれば、それを輕視するといふふうな處れは私は心配しなくてもいいのじやないか、かように考へます。

○委員長(鈴木安孝君) 他に鬼丸委員に對する御質疑はございせんか。御発言がなければ、本案に對して討論をお願いいたします。他に御発言がなければ討論は終局したものと見て御異議ございせんか。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

弁護士法の一部を改正する法律案について採決いたします。  
先ず討論中に取りました鬼丸君の修正案を議題に供します。鬼丸君の提出の修正案に賛成のかたの御挙手を願ひます。

(総員挙手)  
○委員長(鈴木安孝君) 全会一致でございせん。よつて鬼丸君の修正案は可決されました。

次に只今採決されました鬼丸君の修正の部分を除いて本法案全部を問題に供します。修正だけを除いた原案に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

(総員挙手)  
○委員長(鈴木安孝君) 全会一致でございせん。よつて弁護士法の一部を改正する法律案は全会一致で修正可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容につきましては、前例によりまして委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。本案に御賛成のかたは順次御署名をお願いいたします。

- 多敷意見者署名
- |       |       |
|-------|-------|
| 伊藤 修  | 齋 武雄  |
| 中山 福藏 | 北村 一男 |
| 長谷山行教 | 左藤 義詮 |
| 岡部 常  | 鬼丸 義齋 |

れより討論に入ります。御意見のおおりのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○伊藤修君 私は本案につきまして後々のために一応意見を申上げておきます。過日十八項に亘つて御質問を申上げておりましたのですが、その質問に對しましてはいずれも満足な御答弁は得ていないと自分としては考へておるのであります。そのうちとりわけ第四條の移送の決定に對する裁判の不服申し立ての方法が明確でない。説明によりますれば、第二十一條によつて抗告ができる、その中に含まれるのだというお答えでありますけれども、本案の組立てからいひまして、第四條の裁判をも含むとは考へられないのです。従つて第四條に對するところの裁判に對する不服申し立ての方法は別に本條においてこれが上訴権のありや否やということとを規定せざるを得ないと思ひます。

して見ればこれに對するところの明文がない以上はルールに任す以外に方法はないんです。従つてこれをルールに任すということになれば我々は立法事項に對するところの放棄となり、立法権の放棄となつて、いわゆる憲法七十七條のルール制定権の拡大ということになるという處れがあると思ひます。又仮処分の問題に對しましても担保の提供請求権を認めるとか、或いは執行停止の場合においてもこれは明文が欠けているとか、又は訴訟停止に關するところの明文を欠いている。これはいずれも立法事項であつて、これをルールに委任するといふことは悪い先例を残すのではないかと、かように考へます。その他の内容の点につきましても、第五條關係において、一本本法に

いふ調停の主体がどこにあるか、裁判所が主体か、調停委員が主体か、裁判官が主体かといふことが明確でない。又第十五條關係においてもこれによつて準用する第八條と第九條の關係において齟齬があるといふふうな考へるのです。又第十八條の規定するところも第十一條で認められた参加といふものに對するところの手当がなされてない。それから代理権の問題を明らかにしてない。又過料に對するところの裁判に對しての不服申し立てということに對しての明文を欠いている、こういうふうな指摘いたしますればいろ／＼な点において私は不備があると思ひます。この不備は仮に修正いたすといひましても、根本問題たるところの立法権の放棄に對しましてはどうしても賛成しがたい。本案が通過いたしましたも、少なくとも参議院においてはそういう点において認めないという意思を表明いたしまして、私は本案に對して反対の意見を申し上げておきます。

○委員長(鈴木安孝君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め直ちに採決に入ります。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。  
〔挙手者多数〕  
○委員長(鈴木安孝君) 多数でありました。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長長の口頭報告の内容につきましては、前例によりまして委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議はございせんか。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。本案に御賛成の方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

中山 福藏 長谷山行毅  
左藤 義詮 岡部 常  
鬼丸 義齊 北村 一男

○委員長(鈴木安孝君) 次に午前引続き商法関係の六法案を議題に供します。御質疑のおありの方は御発言を願います。

○伊藤修君 施行法の第二条第二項ですが、「定款の定及び契約の条項は」と、こうありますけれども、この契約の条項というのは、定款による譲渡禁止の制限を指すのだと、こういうふうに御説明になつておられますが、その他の契約、いわゆる株主間においては、当然これは自由であろうと考えるのです。先の商法審議の際におきましても、政府の岡咲君の説明によるこの速記録を見ましても、この点は明らかに契約自由を認めておるのです。本法において制限するところの株式譲渡禁止の契約は、これは当然無効になるでしょう。然らざる株主間におけるところの他の約束がある場合においては、これは私は自由であろうと思ふのです。この第二条第二項の契約の条項というものは何を指すのか明らかにして頂きたい。

○政府委員(野木新一君) これは只今御質問の株主相互同士の契約ならば、これは別に改正法二百四四条に抵触するものではないと考えております。

○伊藤修君 そうすると、この第二条の二項にいう「定款の定及び契約の条項は、新法施行の日から、その効力を失ふ」と、こういう漫然たる書き方においてそれは賅えるでしょうか。あ

らゆる契約が無効だというように解釈される虞れがありはしないか。

○政府委員(野木新一君) 新法に抵触する契約の、その抵触する条項はその効力を失ふ、こういう趣旨でございませぬから、あらゆる契約が効力を失うというふうな疑念は生じて来ないのではないかと存する次第であります。

○伊藤修君 例えば株主間において株式譲渡をお互いにやめようじやないかという契約をした場合において、それは登記事項としての契約じやないで、内部関係においてそういう契約をした場合に果してどうなりますか、私はそれは当事者の自由じやないかと思ふいます。

○政府委員(野木新一君) 御質問の場合には、株主相互間で契約するわけでありますから、それは別段新改正法二百四四条の規定、「株主ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ」というこの条項には別段に抵触するものではないと考えております。

○伊藤修君 従つてその条項は、新法によつて禁止することに抵触するといふ外形的事実だけで以て無効になるという解釈が出る虞れがあるのじやないでしょうか。新法では株式譲渡を禁止しておるわけですが、従つて当事者間においては、そういう契約が抵触するのだから無効だというふうな解釈が、この書き方では出るのでないでしょうか。そういう虞れはないのですか。

○政府委員(野木新一君) 株主相互間にお互い同士でそういう契約をするとは、別に二百四四条の関知するところではありませぬので、それは差支えないと思つております。

○伊藤修君 三十三条の規定によりますと、本条の反対解釈をすることになると、利益準備金を資本準備金に繰入れることはできないことになる、そういうふうに解釈できるが、然るに新法においてはこの点に関し何らの規定もないのに、本法でこういうことを設けるその根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(野木新一君) 第三十三条第二項は、実は現在の会社におきましても、事実上利益準備金と資本準備金と分けておる実際の例もあるようでありますので、そういうふうな実情を勘案し、且つ経過の場合にそれがスムーズに行くようにいたしたわけでありませぬ。即ち条文の建前といたしまして、第三十三条第一項において、旧法の二百八十八条で積立てた準備金は、いわゆる事実上会社が資本準備金と利益準備金と分けておるような場合でも、全部これを利益準備金として積立てたものとみなす、便宜上そういたしましたので、第二項を起しまして、併し会社が折角利益準備金と資本準備金と分けておるような場合、而も将来分けたいというふうな場合には、それを尊重して考えていいのであつて、そうすることが会社の基礎を却つて強固にするゆへんでもある、そういう考えから第二項の規定を起した次第であります。

○伊藤修君 四十六条の第二項によつて、合併の双方が株式会社合資会社の場合に、合併によつて、合併後存続する会社が株式会社に変形することは法理上不可能じやないでしょうか。この点に對する見解を伺いたい。

○政府委員(影山勇君) 四十六条第二項の規定であります。この規定は、

株式会社合資会社が新法施行後に合併等によつて設立されるというのを避けますために、合併後存続し或いは設立して行くという会社が株式会社に限らうとする趣旨で、従つて存続する相手かたの会社が株式会社である場合には合併が可能であります。存続する会社の株式会社合資会社として合併するということはできないことにこの規定によつてしたわけでありませぬ。

○伊藤修君 この条項によりますると、合併せんとする会社が株式会社合資会社のみであるという場合において吸収合併は認めないという立法趣旨なんですね。

○政府委員(影山勇君) 単純な吸収合併は認めないという趣旨でございませぬ。これを審議する場合において我々はたびたびその基本原則としてきめたことは、いわゆる日本の産業界に資するために、或いは産業界においてつとめておるところのいわゆる商法規定にみならつて作るんだ。従つて大会社を中心にして考えられたというふうには私は聞いておるんです。それで日本の場合においては弱小会社、いわゆる小資本会社、小資本企業というふうなものには有限会社を以て賄う、商法の企図するところは中若しくは大の会社を目的とし、個人会社、小企業というふうなものは有限会社を以て賄つて行く。そういう意味において有限会社の法律は存続するのだ、こういう趣旨に同つておつた。然るに今度の有限会社の改正法案を見ますと、この有限会社に取入れられたところの改正点は、すべて商法の改正点が悉く取入れられておる。有限会社と株式会社と同じ

構成の下に組立てられるということになりますれば、この基本的な考えかたというものが私は崩れて来るのじやないか、又崩す考えかたになつたのか。今日の政府の考えかたというものはそういうふうに変更して来たものかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(影山勇君) この現行の有限会社法の規定を見ますと、全文が僅か八十九カ条ばかりの条文でございませぬ、而もその中で商法の株式会社の規定を準用しておる数は百十数条に上つておりますし、それからこの内容におきまして、株式会社と大体同様の趣旨の規定ができております。その規定の体裁から申しますと、大体において会員組織の株式会社という形に現行有限会社はできておるわけでありませぬ。併し只今仰せのように、今度の商法改正になつて有限会社を改正するといふつもりはございませぬ、今度の株式会社法の改正点も御承知のように、受権資本制度、或いは無額面株の採用、それから経営の面では取締役制度の採用、それからもう一つ会社の構成員であります株主の権利の拡張という三点にございませぬ、只今申しました前の二つ、つまり受権資本制度とか或いは取締役制度といつたようなものはこれは主として相当大規模の企業に適用があるので、これは有限会社は今度の改正にも勿論取入れております。

で、問題になりますのは、ただこの経済民主化と申しますか、会社企業の民主化という趣旨からこの株式会社で申しますれば、株主有限会社でいへば社員の特権の強化の点で有限会社の特質を考慮しながら株式会社と併つた点が

今度の改正の重要点でございます。例へば異積投票というような制度も、株式会社法によりますと定款を以て排除しない限りは法律で当然に異積投票制度になるのであります。有限会社は特に定款で異積投票によりたいという場合だけ入れるといつたようにいたしました。等多少の考慮をいたしまして、つまり社員の権利に関する規定について株式会社法に就いて整理的な改正を加えてこの法案を作つた次第であります。

○伊藤修君 改正された経過はそれによくわかりましたが、私のお聞きしておるのは、根本的な理念が変更になつて来ておるのじやないか、いわゆる今の御説明中にもあつたごとく、小資本におけるところの企業形態を賄うために有限会社という法律を以て臨んでおるのであります。大企業に對する賄いとして今度の改正商法というものが存在するとかいふ、基本的な考え方というものが破壊して来るのじやないか、いわゆる小資本におけるところの企業形態を大資本に做わせるというところは、却つて小資本形態を目的とする有限会社法というものの目的が失なわれて来るのじやないか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(影山勇君) この社員の権利を強化するといふ点は、大体株式会社の規定に従来も做つておりましたわけでございます。例へば取締役の責任を追及するとかという事態に對しましても、やはり資本を出したときの小教株主がいつも絶対的の権利を持つといふことになつておりましたので、株式会社とその点は現行法が同じ立場をとつておりますので、株式会社法の改

正につれまして、そういう点を有限会社に応ずるような改正を加えておるつもりでございます。

○伊藤修君 有限会社に對しまして三十一條の取締役の責任の追及を各社員がなすことができるようにしたことや、或いは四十四條の二に少数社員の會計調査、書類の閲覧權等を認めてあります。四十六條は商法第二百九十三條の五の準用、即ち取締役は計算書類の附屬細書を置くことを要すること、又四十一條は、商法第二百四十五條の二乃至五の準用により營業上の權利讓渡に反對ならば株式の買取請求權を認めること、六十三條は商法第四百八條の二の準用により合併に反對する株式会社の株主の株式買取請求權を認める、こういうことは私は大企業にあつてこそ初めて必要なものも存じませんが、小資本を目的とし、小企業を目的とするために作られるところの有限会社においては余り大きな権限を与えるものじやないか、それは本来の目的が結局失われて来て、有限会社と株式会社が同じことになつてしまふのじやないか、そんなら何も有限会社といふ一つの法律を以てするやうなレベルの資本形態を認める必要はなくなつて来るのじやないか、むしろこの改正をするよりは廃止してしまつて、有限会社と株式会社が一本にしたほうが却つてその目的を達するのではないか、こう思ふのですが。

○政府委員(影山勇君) 御指摘の諸点はいずれも社員の権利の強化の点でございます。有限会社は一面こういふふうな社員の権限を強化いたしますが、却つて紛争を惹起するかと云うやうな慮れもないわけではございません。

けれども、有限会社はもとゞ比較的人的な結合が強いので、そういう意味では社員の権利を或る程度強化いたしました。例へばそれ〴〵訴えを提起することができるとか閲覧できるとかいうふうな、個人的な集りでありまして、その個人的な集りに、個人にそういう会社の運管に對してこれを管理するといつたような権限を与えても、或いは必ずしも有限会社という企業形態に矛盾するものでもないのではないかと云うふうな考えでこういう改正案をつたわけでございます。

○伊藤修君 いや説明なさるおかたの基本的な考え方が、一体株式会社と有限会社と二つを作つて國民に臨まれる、いわゆる実社会に臨んでおる、日本の經濟組織に臨んでおるというこの建前が壊されてしまふのじやないか。これならば何も株式会社と有限会社と一本の法律にしても差支ない、却つて國民のほうでは煩しくなくていい。何のためにこの有限会社に對してかように権限を拡大してやうして窮屈ならしむるのか、私にはその目的がわからん。立法の本来の目的がこれによつて相当数崩れて来るのではないか。大体あなた御存じかどうか存じませんが、一体有限会社を作る目的はどこにあるのですか、これは同族若しくは友人知己の間で以て、最も親しい間で、心を一にした人が僅かな資本を持合つて一つの事業を営もうといふところに狙いがあるのです。それをあたかも大

会社と同じやうに、いわゆる株式の民主化、法人の民主化、持分の民主化を図る、かように権限を拡大して行くといふことになれば、却つて紛争を捲き起すところの種になるのです。本来の同

族会社とかいふ目的がこれによつて少くとも傷つけられて行く慮れがあるのではないでしようか。

○政府委員(野木新一君) 株式会社と有限会社との際限はどこにあるか、逆に言へば有限会社法が株式会社法と別個に存在する理由はどこにあるかといふ点でございますが、日本の現在の有限会社法も先ほど影山政府委員から答へたように、その内容を仔細に点検いたして見ますと、どちらかといふと株式会社に近いほうの有限会社の形態になつておるものと考えます。そうしてどこが特徴かと申しますと、一つは比較的小規模であるといふことを前提といたしまして社員の数なども限定されておる。社員の数が決定されれば従つておのずから資本なども大体の場合にはそう高くないといふこと、それから閉鎖的であるといふこと、即ち株式会社のように株式を發行して一般公衆から資本を募集するといふのではなくして、そういうような制度をとつていないといふこと、それに又設立の手続等が非常に簡単になつておるといふこと、又持分の移転が非常に制約されておりました、公開されていないといふ点等が特質として考えられておるわけでありまして、今度の改正案におきましても、これらの特質は株式会社に生きてお持つておるわけでありませぬ。問題はむしろ株式会社法が本来大資本といふものを一部頭においていろいろの規定を設けておるながら、日本の現実に置きましては極く小さな資本においておる人数においても、規模においても小さな株式会社が非常にたくさんあるといふふうなほうがむしろ一つの問題でありまして、この点につき

ましては改正商法を立案しておる過程におきましても、この際株式会社の本の最低限を切つたらどうかといふやうな非常に有力な発言もあつたわけでありまして、現在の貨幣価値の変動の際、なか〴〵の辺が適當であらうかといふ区切りもむずかしい、その点の研究も不十分だから、これは又後日の研究に待とうといふことになつた次第であります。即ち非常に小さな株式会社を認めておきますと、すでに訴訟の上などにもその弊害が現われておるといふやうな有力な発言もあつた次第であります。そこで株式会社の本の最小限を区切るという問題は、まあ將來の研究に任じたわけでありまして、ところでこの有限会社法といふやうな改正をなしたのは、即ち株式会社なら相當の規定を取入れるといふことによつて有限会社の特質がなくなつてしまふのじやないかといふ点につきましては、有限会社法の今までの根本的な特質と称せられた点はお維持されておるわけでありまして、而も新しく取入れられた社員の権限の強化といふ点は、有限会社法が各種商法の会社に比較して見まして、どういふところにあるかといふところから考えて見ますと、有限会社は商法の中では株式会社、合名会社あたりとつと比べて見ると、むしろその真中に入つて株式会社に近いやうな位置に來るものではないかといふやうな点を考慮に入れたらいたしまして、やはり商法のこれらの権限が、社員の権限が拡大する以上、有限会社に對してもこれに做つたほうが然るべきであらうといふ結論に達したわけでありまして、この程度の改正におきましてもなお有限会社法は日本の現在の實

情におきましては存続する価値あるものと信ずるものであります。

○伊藤修君 私の言うことは大体おわかりになつておりますが、この程度の改正ではまだ有限会社が存続して……それは瀕死の状態に存続して……ただ、桃色程度にいつているけれども、まだ赤になつておらんのだからいいのだという御議論と同じであります。私は赤になりつつある行き方ならば却つて有限会社を存続せしむる必要はないのじやないかと、こういうのです。大体あなたの先ほどの御説明によりますと、商法が大企業をモットーとして、有限会社は小資本をモットーとしておるならば、その特質を活かすべく我々は万全の措置を講じなくちゃならん。然るにかかわらず、商法において大企業にふさわしいように株式の民主化、投資の民主化ということをもっと……として、いわゆる投資家の権限を即ち有限会社の資本家たるものの社員……のほうへ移して来て、そうしてその権限を拡大するということは、有限会社の本来の目的がその面から私は阻害されると言うのですよ。あなたがたは机上で議論されておるのですが、実際に会社の運営の面に當つて御覽なさい、実に迷惑至極のことだ。殊に持分の譲渡がこれの最たるものだ。一体有限会社を作る場合においてお互いに人の和ということの基本にして会社が成立するのですが、これは株式の場合のごとく未知の人を吸収して、どの資本でもいいから吸収するという行き方ではなくして、資本を取るにもおのずから自分の信頼し得る人から資本を取る、その取つてそれを基礎にして事業形態を営む。百年の目的を持つて営む

のです。その基礎たるところの資本が容易に外へ流れて行つてしまふ、分離されてしまふ、譲渡されるというやり方は、これは有限会社の基本を私は揺がすものだと思うのです。あえてこれは株式譲渡の制限又は禁止を認めないのに做つてかように制限を廃するといふがときは、その点からも有限会社の本質が崩れて来るのじやないかと思ふのです。この点はどうか十九条に対する点は。

○政府委員(野木新一君) この十九条の改正につきましては誠に御議論のよる見解が有力にあるわけでありまして、私どももいたしまして一番苦慮した点でございます。即ち従来有限会社の封鎖性、即ちその持分の譲渡が非常に制限されたということは、その根本的特徴の一つとしておつたわけでありまして、私どももこの点を如何にすべきかという点が一番苦慮した点であります。併しながら譲渡を考へて見ますと、信頼関係にある同志の間で財産を持ち寄つて有限会社を作つた。併しながらそのうちにいろいろの人の間のことでありますから何か不和があつた、又はその他止むを得ない事情があつたというような場合に、自分の出した財産がそこに封鎖されてしまつて動きが取れないというやうな状態は、財産権との関係から又考え直さなければならぬ点があるのではないかと。従つて現在の有限会社法はその点において財産権を不当に束縛することになつてゐるのではないかと。いさし何かその間の調和を考へたらどうかというやうな考へ方の下にいろいろ苦慮した結果、十九条のやうな甚だ複雑な規定であります。これを考へたわ

けであります。この考へは私ども自分の頭で一応考へたわけでありまして、あとで調べて見ますと、アメリカなどにおきましてもいろいろやうな制限の仕方はあるやうになつております。而してこのやうな制限の仕方をして置けば、実際といたしましてはそう不当に財産持分が移動されることもないだらうし又不当に持分が封鎖されてしまふこともないだらう、非常に適切なところに落付くものではないかと思つて十九条のやうな立案の仕方をいたしましたわけであります。

○伊藤修君 別にアメリカがやるから日本に取入れなくちゃならないという法律はないのですから、アメリカだつていいこともあれば悪いものもあるのですから、日本においては日本の美風もあるのですから、日本の個性を活かして、そうしていいものは取入れるというのならばともかく、何でもアメリカにあるからみんな取入れて行く、最近そういう傾向があつて困るのです。この間も誰だかおつしやつたが、アメリカへ行つて来ると、何か土産がなくちやいけないうので、日本にふさぐやうな考へ方、私はそういう考へ方は日本が常に明治以来とつて来た悪い考へ方じやないかと思ふのです。殊にこの十九条のごときは、一体個人の財産を保護することに重点を置か、本来の目的たる企業に重点を置か、いやしくも良識を持つてこの事業を営むために或る人に賛成してそこに投資した。こういうふうになつたと、それはそのときにその財産の目的は定まつてしまふのです。又事業は十日や二十日を目的としていないのです。少くとも

一つの事業を始めますれば十年なり百年なりを目的として事業は営まれるのです。そういう目的を持つて構成された資本が、後日その人の考へによつていつでもそれが脱却できるということになりますれば、最初の目的とした事業形態の主体をなすもの、資本の形態といふものは崩れて来るのです。それであなたはいわゆる投資した人の後日の意思の変更を尊重して、最初の意思といふものをそこで無視しようという考へ、無視することもよろしいです。併しそれを基礎にして営まれた事業といふものは、本体が崩れて来るのです。どちらに重点を置かれるのですか。私は前者に重点を置いたほうがいいと思ふ。いわゆる最初の意思に重点を置くべきである。徒らに個人の財産の自由換価といふことにのみ重点を置かず、何も強制したのではない、本人の自由意思によつて投資されたのですから、それを後日相続人であるとか或いはその人の心境の変化によつてはその資本がいつも異動するといふあり方は、有限会社を組織して一つの事業を営む者にとつては非常に傷手であると思ふ。又有限会社を認めたところの根本の基礎がこれによつて揺がされると思ふ。如何ですか。

○政府委員(野木新一君) お説は多々傾聴すべき点があると思ひますが、この有限会社法において持分の譲渡を極度に制限しておる趣旨と申しますものは、資本をそこに封鎖するといふことよりも、むしろ信頼関係のある同志の者が資本を寄せ集めて或る会社を作つた、その人的結合の確保を図らうという点に趣旨があるのではないかと存するわけがあります。従いまして初

め志を同じくして有限会社を作つた者であつても、その者は自由勝手に見ず知らぬ第三者に持分を譲渡して会社を出て行くといふことを認めるならば、折角同志的の信頼する者だけ集つた会社に異分子が入つて来て、会社の平和が乱れるということが生ずる心配があるわけがあります。この第十九条の案のように現在の社員が何か止むを得ない事情でその持分を他に譲渡して資本を回収し、或いは会社の社員としての責任を免れたいといふ場合には、会社のほうで自分の信頼する者にその持分を譲渡してもらつと、そういう機会を会社のほうに確保して置けば、そう全然会社の好ましくない第三者が飛込むという機会も防げますので、有限会社において持分の譲渡を非常に制限しておるといふ趣旨も達せられるのではないかと存しておる次第であります。

○伊藤修君 そこでお説のように、資本とそれの人といふものは有限会社の場合は離れない、これは持分とそれの人といふものは一体をなして来ることはこれは当然のことです。持分だけ放つて置いて人だけ離れるとか、人だけ残つて持分だけ出て来るということはあり得ない。持分のない社員はあり得ない。それで必ず持分あるところの人あり、人あるところ必ず持分がある。故に最初人を目的としてその人を信頼してその人の出資を仰いでおるといふ場合に、その人が持分を譲ることはその人を失うことと申す。例えば素人である私が或る事業を営む、その場合においてその人の手腕力量を頼みにし、又事業の経営の上においては経営面のエキスパートを頼みにして、そうしてその人の持ち分と、その人を包容して私が一つの

事業を営む場合において、その人が持分を譲渡すれば、その人も去つて行つてしまふ。その場合にさういふものを探すといふことはなかく困難です。実際問題として困難です、それはほかの人を探せばいいという一つの理窟は立つけれども、この十九条でいろいろのこういふ制限をしておりますから、それによつて次に探せばいいじやないかという御議論もありませんけれども、それはあなたたちの安易な考え方で、実際問題としては急に言ひ出されて、ここにある二週間とか五日とか、こんな日にちで容易にそんなエキスパートを選ぶことができるものじやないです。そうすると安心して事業経営なんでものはできるものじやない。いつ何時自分の信頼する持分、それに即ち人といふものが去つて行くかわからない。その代人を我々が求めて来なければならぬといふことになりますれば、最初出発するときに非常に不安なものができる。いわゆる有限会社といふ一つの法的措置によつて作られたところの会社経営といふものが、その面から我々には好ましくないことになる。そうすると株式会社はよらなければならぬ。同じことです。そうすると株式会社は、先ほどあなたのお説のあるがごとく、現在の商法の規定によりますれば、大企業形態を以てした法律の立て方です。十万円や二十万円、十九万五千円などというよるな、経済価値の違つたこの際においてさういふ会社を認めるといふこともおかしなものです。さういふ点に私は非常な、本来の目的を失つて行く傾向にあるのではないかと私は思う。どうも今度の有限会社法の改正といふものは、ただ一途

に商法の改正で右へ倣え、こゝやつたよるな傾きがあつて、あなたの考え方に飛躍があるのではないかと、実情に即しないあり方だと思ふのです。

○政府委員(野木新一君) 有限会社法のあり方と申しましようか、株式会社との釣合をどの程度にするかという点につきましても、御意見のよるな考え方も相当有力にあり得るものとは存じます。併し例えは第十九条の点をとつて見ますと、御説のよるな見解も一部有力にあると思ひますが、又他面有限会社につきましても、脱退とかいう制度もありませんし、一旦有限会社を組織した以上は、どうもそれから容易に抜けられないといふことでは、終戦後のこの個人の自由を重んずるといふよるな見地等から見ても、又先ほど申上げた財産権をそう縛りつけてしまふといふのも、新しい考え方からいふと少し行き過ぎではないか、むしろ第十九条程度にしておけば、その調和点として適當ではなからうか、さういふ考えの下にこの案を立てたわけでありま。

○伊藤修君 終戦後におけるこの個人の自由の尊重といふことはつとに我々を大にして主張しておるわけです。併しそれも限度がある、公共の福祉も場合によつてそれは制約されることは当然のことです。又かよるな経済的価値の問題に對しますれば、いづれを重しと考へるか。個人の自由のみを尊重して、企業形態の本体をも潰滅させるよるな、又その基礎を揺がすよるなことまでなさしめては、それは結局角を矯めて牛を殺よるな結果に至るのです。さういふただ新らしいがりに考へることはどうかと思ふのです。そ

れは限度があると思ふ。今私は直せとか何とか言ひわけではありませんが、修正しろといふわけではありませんが、考え方がどうもさういふよるな考え方です。以て今後とく改廃されますこと。實際企業を営む者としては不安な状態に置かれます。余りに個人の自由を尊重する故に本来の目的といふものが失つて行つてしまふ。それは結局有限会社といふものを作る必要もなくなくなつてしまふ。株式会社と何ら選ぶところはない。

○政府委員(野木新一君) 御質問の点は誠に貴重な御意見でありまして、いろいろの場合に十分常に考慮に入れなければならぬと存じます。併しながら第十九条は實際の運用を見ますれば、十九条のよるな立てかたで實際の有限会社の要望は全うせられるのではないかと。即ち新しい十九条のよるな立てかたにいたしましたも、有限会社の結合が、或いは信頼関係が急に薄らいで行くといふよるな心配は先ずなからう。さう信ずるものであります。

○伊藤修君 いつまで議論していても果しは盡きませんが、私はどうも今度の有限会社法改正に當つての当局の考え方といふものが全く行き過ぎていて、さういふ思ふのです。それは親心でなさつたのかもわかりませんが、それならば株式会社と有限会社と二つ區別するゆえんが、根本理由が失われて来る。又殊に十九条のごとき複雑な長い条文を置いてまでさよるな手当をしなければならぬといふ必要性は、今日認められていないのです。一体さういふ問題が果して全国にあつたですか。さういふ事例がありますか、裁判の上には、さういふ数字がわかりますか。

○政府委員(野木新一君) 実は株式会社につきましても例えは経団連とか各種の団体等がありまして、いろいろの数字的資料も、又実情もわかるわけでありまして、有限会社につきましても統計的資料が殆んどありませんので、この十九条の立案のときなども非常に苦慮したわけでありまして、十九条は現実に裁判所あたりで問題になつたことがあるかといふ質問でございます。さういふことは、特に裁判所関係から出た委員のかたから承つたことはありませ

○伊藤修君 さよるに我々日常法律生の上においてさういふことが裁判の上に見られて来ないといふものを、何を好んで有限会社の本体をさあまい模倣とするよるな改正をするのか、私は実はその点が不思議でならぬのです。本来ならば有限会社などといふものはなくともいいでしょう。商法の中で、先ほどのお説のよるに十万円以上を商法によつて適用する、又小資本会社に對しては小会社といふものを置くといふ行きかたでも私はいいと思ふのです。さういふ考え方のほうが将来私は非常にクローズ・アップされて行くのだからと思ひます。さういふよるな手を考えますと、今日有限会社法を改正しなければならぬといふ、而もその改正の方向が新商法に右へ倣えといふ行きかたといふものは、私は考え方にちよつと飛躍があるのじやないかと思ひます。これは私の意見として申上げておきます。それからただ新らしい法律ができたから、それに一つ右へ倣え式にやろといふよるな考え方は、将来一つお考えを十分盡して頂き

たいと思ふのです。實際法律を作る場合においては、国民生活の上においていろいろの隘路があり困難があり、不自由を感じておるところに法律を作つて、それを賄つてやるというのが私の立場であります。今實際問題として、法律生活の上においてさういふことが余りに起つて来ない、又将来起るべしといふことが予想されれば又別でありますけれども、さうではないのですから、それは余りに理論的にさういふよるに法文を捻つて、而もさういふわけのわからんよるな法文は、これは立法技術からいつても全く不体裁なことでありまして、これは立法の大家の佐藤さんがおいでになつておるが、さういふ立法形式といふものは余り感心したものでないと思ふのです。さういふことで、今日作らなければならないと思ふのは、今日作る必要はないと思ふのは別。併し出た以上は、我々としては別。反對するのではないけれども、意見だけは申上げて後日の参考にしておきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 御意見のほどはよく拜聴いたして、将来又株式会社法なり有限会社法などが、戦後の日本の経済社会の実情等に考へて又改正問題が起りました場合には、十分御意見のほどを思ひ出しつつ案を考へて見たいと思ひます。

○伊藤修君 もう一点だけ……私はこれはただ商法審議に當つて参議院がどういふ態度をとつたかといふことを将来明らかにしておきたいと思ふのです。それといふのは、この商法改正に對しましては、先ほど法務総裁にも伺つたがごとく、本来ならばこの施行期日

第四部 法務委員会會議録第二十二号 昭和二十六年五月三十日【参議院】

一三

を延期したいという気持は皆さん御同様に思っています。これは政党政派を問わずそういう考え方が多いと思つて居ます。それがどうしてもこれを審議結了せしめざるを得ないという立場に置かれておるその根拠を明らかにしておきたいと思つて居ます。私の考えとしては、

若しこの施行法案が通過せざる場合に於ては、本法たる商法がすでに施行されて七月一日から生きているのでありますから、そうすると施行法案が成立しない結果、商法が半身不随になる、そうすると実際の経済界に及ぼす影響というものがその面において大きき影響がある。いわゆる施行法を通過せしめないことによつて、実体法たる商法が七月一日から動くという結果、その動く商法の中で半身不随になる面がある。その半身不随から来るところの実業界に及ぼす影響というものは非常に重大なものがある。こう考へるのです。従つて止むを得ず本法に對しては賛意を表せざるを得ない、こう考へておるのですが、ただい、いわゆる施行法が不成立になつた場合において、実体法たる商法が動いて来る。その場合に於けるところの結果で、それ、悪い結果……、どういふやうなものがあるかといふことは、私も調べてありますけれども、一応速記録の上に明かにしておきたいと思つて居ます。お述べ願ひたいと思つて居ます。

○政府委員(影山勇君) この施行法案におきましては、定款の絶対的記載事項が新訂違つておる点を、新法に規定されたと同様に現存の会社については同様の記載があるといふふうにならずといふことによつて、絶対的記載事項を欠くといふことにならないようにし

て居るわけでありまして、先ず第一点、その点で施行法が成立施行されませんと、定款の絶対的記載事項を欠きますから、現存の会社の存立が危くなるという結果が一番大きい点だと思われまふ。

それから一面、少数株主の権利の強化というやうなことも、これも取締役の権限増大といつたやうなものも非常に關係があるわけでありまして、少数株主権の限界をきめます例えは株数であるとか、旧法でいへば資本という点が高い違つて参りまして、少数株主権の適用が非常に困難になるというやうなことが起るかと考へておられます。

○伊藤修君 まだいろいろ細かい点は大方用意してあるものでありまして、お尋ねしたいと思つて居ますが、もう事ここに至つては何を言わんやですから、この程度にして打切ります。

○中山福藏君 私の伺いたいところは大体伊藤委員の最後の問でわかりましたから、その点は省くことにいたします。ただ二点だけ念を押しておきたいと思つて居ます。それは有限会社法並びに株式会社の性質に關する質問が、行われておりましたが、時間がありませんから一切の理由を抜きにして、結論としてお尋ねしたいのは、将来この有限会社といふものは、或る時期にはこれに關する法律は廢止したほうがいいのじやないかといふ考へを持つておるものでありますか、如何でしようか。そういう何はございませぬか、政府におかれましては……、むしろないほうがいいと思つて居ますが……。

○政府委員(野木新一君) その点につきましては、有限会社法による有限会社の数も相当ありますし、株式会社法

を現在のままにしておいて有限会社法を廢止するといふことは、又却つて逆

に見なければならぬと思つて居るわけでありまして、若し株式会社について適当な資本額を限るといふやうな見解が有力になりまして、適当なる額で限られたならば、その場合において有限会社

○中山福藏君 その点については十分一つ御研究をお願いしたいと思います。最後に一つお尋ねしておきますが、これは提案理由の説明の劈頭に當つてお尋ねすることを私尋ね落しておりましたからお尋ねするのであります

○中山福藏君 そういふ御説明であれば、これはむしろ原則としてお使いにならぬほうが誤解を招かなくてよいと思つて居るのですが、これは十数回交渉があつてどういふふうにきめたとおつしやいませぬが、その十五、六回交渉なすつた内容の一部を御説明して置いて頂きたい。さつぱりわからぬ。丁度大人の着物を縫つておいて、日本の社会情勢経済態勢といふものが赤ん坊の立場にある。結局アメリカ式の商法改正といふことになりまして、もうすでに着物だけを大人の着物を作つておいて、日本の社会情勢がそれに副わないといふ場合があるから、この施行期日といふものは非常にこの観点から注意

外という場合についてのお考へ方はどうでしようか、それは例外を認められますか。そのときに原則として、このことを御説明になつた。それはどうですか。ここに書いてありますかね。商法の一部を改正する法律は原則として、原則という字を使つておられます。例外の場合といふことも起り得るといふことが予想されるわけですね、こういうことになりませんか。

○衆議院議員(押谷富三君) お答えいたします。この改正商法は原則として七月一日から実施されることになりまして、その改正商法の一部、例えは十七条に「旧法によつて成立した株式会社の総会の決議の要件については、左に掲げる日のうちいずれか早い日までは」と、こう書いてあります。こ

○中山福藏君 そういふ御説明であれば、これはむしろ原則としてお使いにならぬほうが誤解を招かなくてよいと思つて居るのですが、これは十数回交渉があつてどういふふうにきめたとおつしやいませぬが、その十五、六回交渉なすつた内容の一部を御説明して置いて頂きたい。さつぱりわからぬ。丁度大人の着物を縫つておいて、日本の社会情勢経済態勢といふものが赤ん坊の立場にある。結局アメリカ式の商法改正といふことになりまして、もうすでに着物だけを大人の着物を作つておいて、日本の社会情勢がそれに副わないといふ場合があるから、この施行期日といふものは非常にこの観点から注意

をしなければならぬと、こう考へますからお尋ねしておつて居ますが、これはどういふ交渉があつてどういふふうになつたのですか。それを一つ内容の一部でも漏らしておいて頂きたい。わからぬです、これでは。

○衆議院議員(押谷富三君) この改正商法の全体の考へ方につきましては、日本の産業の事情と果してそれが一致いたしているかどうかといふやうな事柄につきましては、又いろいろ考へ方もありまして、差当り施行法の審議の状況と睨み合せまして、改正商法の実施に當る準備期間が極めて短いのでありますから、そこでこれを全面的に延期をしたといふ考へを以ちまして当初は一年ぐらい延ばしたい、こう考へて臨んだのであります。ところが關係方面の意見などを徴しました結果、それが非常に困難であるといふので、或いは半年になり十一月になり、十月になるといふやうなわけで、改正商法の延期の内容は交渉の過程におきましていろいろと變つて来たのであります。そして最後に得ましたのがここに御審議頂いておられますやうな法案の内容になつたのであります。この成案を得るまでには随分關係方面との折衝を重ねて来ました。その重ねました主な内容といつたしましては、只今申し上げたように全面延期といふのが狙ひでありまして、その全面延期がいつまで延期をしても出来るか、いつまで延期をしようか、どういふところにむづかしい折衝が繰返されておつたといふことを御承知をお願いしたいと思つて居ます。

○中山福藏君 關係方面といふのは尋ねずにおくほうがいいのですか。關係

をしなければならぬと、こう考へますからお尋ねしておつて居ますが、これはどういふ交渉があつてどういふふうになつたのですか。それを一つ内容の一部でも漏らしておいて頂きたい。わからぬです、これでは。

方面と言われたが、結局何でしょう、  
 総司令部、これは速記をやめて頂いて  
 も結構ですが、そういう意味ですか。  
 ○衆議院議員(押谷富三君) そりゃござ  
 います。

○中山福蔵君 それならばわかりまし  
 た。

○委員長(鈴木安孝君) 速記をとめて  
 下さい。

(速記中止)

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始めて  
 下さい。他に御質疑もないようであり  
 ますから、商法の一部を改正する法律  
 施行法案、商法の一部を改正する法律  
 の施行に伴う関係法律の整理等に関す  
 る法律案、非訟事件手続法の一部を改  
 正する法律案、有限会社法の一部を改  
 正する法律案、商法の一部を改正する  
 法律の一部を改正する法律案、右五案  
 について便宜一括してこれより討論に  
 入ります。他に御発言もなければ討論  
 は終局したものと認めて、直ちに採決  
 に入ります。五案をいづれも可とせら  
 れるかたの御挙手を願います。

(総員挙手)

○委員長(鈴木安孝君) 全会一致、よ  
 つて五案は可決すべきものと決定いた  
 しました。なお只今採決いたしました  
 五法案につきましては、本会議におけ  
 る委員長の口頭報告の内容につきまし  
 ては、先例によりまして委員長に御一  
 任願いたいと思いますが、御異議ござ  
 いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと  
 認めます。五案についてそれ、御賛  
 成のかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

鬼丸 義齊 岡部 常

左藤 義詮 長谷山行毅  
 北村 一男 中山 福蔵  
 宮城タマヨ 齋 武雄  
 伊藤 修  
 ○委員長(鈴木安孝君) それではこれ  
 で散会いたします。

午後三時二十三分散会  
 出席者は左の通り。

委員長 鈴木 安孝君  
 理事 伊藤 修君  
 宮城タマヨ君  
 鬼丸 義齊君

委員 北村 一男君  
 左藤 義詮君  
 長谷山行毅君  
 齋 武雄君  
 岡部 常君  
 中山 福蔵君  
 羽仁 五郎君  
 須藤 五郎君

衆議院議員 押谷 富三君

国務大臣 法務総裁 大橋 武夫君

政府委員 法制意見長官 佐藤 達夫君  
 法務府法制意 見第四局長 野木 新一君  
 法制意見参事官 影山 勇君  
 事務局側 常任委員 長谷川 宏君  
 会専門員

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷庁